

3 申告の対象とならない資産

次の(1)～(9)に該当する資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 使用可能期間が1年未満または1個（または1組）あたりの取得価額が10万円未満（取得時期により異なる）の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）
- (2) 1個（または1組）あたりの取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、P5【表1】および【表2】を参照してください。）
- (3) 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く。）
- (4) 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、特許権等）
- (5) 繰延資産（創設費、開業費等）
- (6) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (7) 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹
- (8) 美術品等（取得価額が1点100万円未満であるものを除く。）
- (9) 1月2日以降に取得し、翌年1月1日までの間に減少した資産

<償却方法と取得価額による申告一覧>

【表1】 個人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
平成11年1月1日以後に取得した資産 （平成11年1月1日までに取得した資産については大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。）	10万円未満	必要経費 ※1※5	申告対象外
	10万円以上	3年一括償却 ※2※5	申告対象外
	20万円未満		減価償却
	20万円以上	減価償却	申告対象

【表2】 法人の場合

取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告	
平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産 （平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産については大阪市船場法人市税事務所固定資産税（償却資産）グループへお問い合わせください。）	10万円未満	損金算入 ※3※5	申告対象外	
		3年一括償却 ※4※5	申告対象外	
		減価償却	申告対象	
	10万円以上	20万円未満	3年一括償却 ※4※5	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※1 所得税法施行令第138条の適用を受ける償却資産

※2 所得税法施行令第139条の適用を受ける償却資産

※3 法人税法施行令第133条の適用を受ける償却資産

※4 法人税法施行令第133条の2の適用を受ける償却資産

※5 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く。

（注）租税特別措置法の規定による少額償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。